AFTC INFORMATION

不当表示を行った中古車販売事業者に対し、消費者庁が措置命令

株式会社オートアクション (大阪府)

消費者庁は、平成27年5月1日付で、「修復歴の有無に関する不当表示」及び「おとり広告」を行った上記事業者に対し、景品表示法に違反する行為(同法第4条第1項第1号(優良誤認)及び同項第3号(おとり広告))が認められたため、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令を行いました。

<違反事実の概要(5月1日付)>

事業者名	所在地	代表者	対象車両台数
株式会社オートアクション (公取協非会員店)	大阪府	代表取締役 田村 智志	28台

①修復歴の有無に関する不当表示

中古車情報誌「Goo 関西版」に広告掲載した中古自動車24台について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、「修無」と表示した。

②おとり広告

同情報誌に広告掲載した中古自動車8台について、広告掲載した期間以前に、既に売買契約が成立しており、販売することができないにもかかわらず、販売することができるかのように表示した。

〇詳細については、次の消費者庁ホームページをご覧下さい。

【5月1日付 措置命令】

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150501premiums_2.pdf

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、 再度、周知徹底をお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112